

ミャンマーにおける民主的な政治体制の早期回復のための行動を
求める意見書

本年 2 月 1 日、ミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」という。）において、国軍によるクーデターが発生し、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問をはじめ国民民主連盟（NLD）幹部や国会議員などが不当に逮捕・拘束されるとともに、国軍や警察による民間人に対する暴力が継続し、多数の死者数及び拘束者が発生するなど、人権や自由が奪われている。

現在、ジャーナリストの拘束やインターネットの遮断などにより、現地の詳細な情報も得にくくなっているところであるが、我が国は、これまでもミャンマーに対してさまざまな援助を行い、同国の民主化プロセスを支援してきた経緯があり、同国の民主的な政治体制の早期回復に向けて行動する必要がある。

よって、政府においては、下記の事項について実施することを強く要望する。

記

- 1 ミャンマー国軍の行動を強く非難し、自らの自由と人権、民主主義を取り戻すために声を上げ行動を続けているミャンマー国民と共にあることを表明すること。
- 2 ミャンマー国軍に対してあらゆる外交資源を使い、民間人に対する残虐行為の即時停止、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問をはじめとする不当に拘束された人々の即時解放、人権及び人間の安全保障の尊重、民主的な政治体制の早期回復を求めること。
- 3 日本在住のミャンマー人が今後も安心して働き、学び、暮らしていけるよう、必要な施策を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 3 年（2021 年）7 月 8 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣

（提出者）民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員並びに
市民ネットワーク北海道石川さわ子議員